国立大学法人滋賀医科大学における

競争的研究費の直接経費から業務の代行に係る経費の支出に関する取扱規程

令和3年4月1日制定令和4年10月28日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「申合せ」という。)に基づき、国立大学法人滋賀医科大学(以下「本学」という。)における競争的研究費の直接経費から業務の代行に係る経費(以下「バイアウト経費」という。)の支出を可能とする制度(以下「バイアウト制度」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 バイアウト制度は、研究者の研究プロジェクトに専念できる時間の拡充による当該研究プロジェクトの一層の進展及び研究力向上並びに将来を担う優れた若手人材の能力向上及び活躍促進に資することを目的とする。 (定義)
- 第3条 この規程において「各所属」とは、本学の管理運営組織規程第 18 条, 第 19 条, 学則第 3 条第 4 項, 第 6 条から第 9 条及び医学部附属病院規程第 5 条に規定する各組織等のことをいい、診療科は対応する講座に含まれる扱いも可とし、大講座においては必要に応じて適宜区分するものとする。 (対象となる事業)
- 第4条 バイアウト制度の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、各 競争的研究費のうち、資金配分機関が指定する事業とする。 (対象者)
- 第5条 バイアウト制度の対象者は、前条に規定する対象事業を実施する研究 代表者(研究分担者(配分機関が認めた者に限る。以下同じ。)を含む。以下 「PI等」という。)のうち、「滋賀医科大学科学研究費助成事業の応募資格に 関する申合せ」第1項第3号、第4号及び第11号に規定する者とする。

(対象となる業務の範囲及び代行の上限)

- 第6条 バイアウト制度の対象となる業務の範囲は、PI等が本来行う必要がある業務(研究活動及び組織管理運営事務を除く。)のうち、次の各号に掲げるもの(営利目的で実施するものは除く。)とする。
 - (1)授業(準備を含む。),学生指導等の教育活動業務
 - (2) その他学長が認めた業務
- 2 業務の代行可能な上限については、直接経費(年額)の 20%とする。ただ し、直接経費(年額)が 1,500 万円を超える研究課題については、上限を 300 万円とする。

(申請手続等)

第7条 バイアウト制度を利用しようとする PI等は,第4条に規定する対象 事業に係る計画書等を配分機関に提出するまでにバイアウト制度利用申請書 を学長に申請するものとする。

- 2 PI等は、バイアウト制度を利用しようとする事業が複数年度に渡って継続する場合は、新たな年度が始まるまでに当該年度に係るバイアウト制度利用申請書を学長に申請するものとする。
- 3 PI等は,前2項の申請を行う場合で,代行する業務が授業の実施等,当該 PI等によって行われることがあらかじめ広く周知されている業務の場合は, 所属の長又は代行する業務に関係する各所属の長に,事前に承認を得ておく ものとする。
- 4 学長は、第1項又は第2項の申請があった場合は、申請された代行業務内容等を確認のうえ、バイアウト制度の利用の可否、バイアウト経費等を決定し、バイアウト制度利用承認通知書又はバイアウト制度利用不承認通知書より申請を行ったPI等に通知するものとする。
- 5 PI等は、第4条に規定する対象事業に係る計画書等にバイアウト経費を 計上しなかった場合で、事業の実施中にバイアウト制度の利用をしようとす るときは、第1項の規定にかかわらず、各競争的研究費の使用に関する定めに 従い、バイアウト制度利用申請書により、バイアウト制度の利用申請をするこ とができる。
- 6 第4項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第4項 中「第1項又は第2項」とあるのは、「第5項」と読み替える。
- 7 第4項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、学長がバイアウト制度の利用を承認した場合は、PI等が本学とバイアウト制度の利用に合意したものとみなす。
- 8 学長は、PI等がバイアウト制度を利用する場合であって、当該PI等のエフォートの申告が必要であると認める場合は、当該PI等に別に定める申告書を提出させるものとする。

(バイアウト経費の算定基準等)

- 第8条 前条第4項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に 規定するバイアウト経費は、代行する業務内容、必要となる人員等を鑑み、本 学において定める規約等に基づき算定するものとする。
- 2 PI等は,前項の算定をする場合は,競争的研究費により代行する業務,期間,時間等を総合的に勘案し,事業の実施に支障のない範囲内において,競争的研究費の直接経費に占めるバイアウト経費の額等を設定しなければならない。

(バイアウト経費の支出)

第9条 PI等は,競争的研究費の直接経費から,前条の規定により算定された バイアウト経費を本学に支払うものとする。

(業務の代行の実施)

- 第10条 学長は、第7条の規定により申請があった事業のバイアウト制度の利用の承認をした場合は、代行要員の確保等により、業務の代行を実施する。
- 2 PI等は,第7条の規定により申請を行った事業のバイアウト制度の利用 の承認がなされた場合は,代行要員の候補者を任意に選出することができる。 ただし,この場合において,代行要員として,本学所属の常勤教員を選出す ることはできない。

3 PI等は、代行要員が行う代行業務以外の業務を含んだ週当たりの総勤務時間数が20時間を超えないよう、代行業務の時間数を設定する。

(バイアウト制度の適切な実施)

- 第11条 PI等は、バイアウト制度を利用した場合は、毎年度終了後又は事業終了後、速やかにバイアウト制度利用実施報告書により学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、バイアウト制度を利用した P I 等がこの規程又は申合せに反していることを確認した場合は、当該 P I 等に業務の代行に係る経費の返還等、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第12条 PI等に代わり業務を行う者は、業務上知り得た個人情報等の秘密情報に関して、発表、公開、漏洩、利用しないこと。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、各競争的研究費制度の公募要領等により別に定めがあるものは、当該定めによるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。